

別表

損害の程度		共済組合	互助会
		災害見舞金	災害見舞金
1. 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 の 3月分	300,000円
1. 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3. 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 の 2月分	200,000円
1. 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3. 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 の 1月分	150,000円
1. 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 の 0.5月分	
床上浸水により家屋に損害を受けた場合で、その損害の程度が、上記により認定困難な場合	浸水 床上120cm以上	標準報酬月額 の 1月分	100,000円
	浸水 床上30cm以上	標準報酬月額 の 0.5月分	